

令和5年5月2日

保護者 様

羽生市教育委員会
羽生市校長会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策
について（通知）

日頃より、本市の学校教育活動に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

つきましては、令和5年5月8日以降の羽生市立小・中学校における学校の対応について、下記のとおりとなります。

記

1 健康観察について

- ・毎日の体温チェックは不要となります。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養いただくようお願いいたします。
- ※新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。

2 マスクの着用について

- ・学校教育活動においては、児童生徒に対して、マスクの着用を求めないことを基本としております。（マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としております。）
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。

3 出席停止の対象者について

（ア）出席停止の措置をとるべき場合

陽性者（有症状の者）の出席停止期間は「発症した後五日が経過し、かつ、症

状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。また、児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止とします。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(イ) 「欠席」の扱いとしない場合

学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合
- ・ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

4 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこととなります。

このことを踏まえ、

- ・ 同居している家族が陽性となった児童生徒等
- ・ 学校で陽性者と接触があつた児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者

については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

5 その他

御不明な点等がございましたら、学校まで御相談をお願いします。